

制定	1955年4月1日
改正	1980年3月18日
改正	1985年3月28日
改正	1992年3月18日
改正	2002年5月19日
改正	2014年3月28日

関西実業団陸上競技連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本組織は、関西実業団陸上競技連盟(以下、連盟という)と称する。

(事務局)

第2条 連盟の事務局を会長会社所在地におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 連盟は、企業・団体における陸上競技の振興と、相互の交流をはかるとともに、国際的な競技会で活躍できる競技者の育成・強化を通じて、わが国の陸上競技界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 主宰大会の開催
- (2) 競技者の育成・強化ならびに指導者の養成に関わる一切の事項
- (3) 実業団陸上競技の振興ならびに陸上競技の普及浸透に関わる一切の事項

第3章 組 織

(組織)

第5条 連盟は、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、香川、徳島、愛媛、高知の各府県の会社・工場 官公庁・商店の事業所の単位をもって組織し、日本実業団連合に加盟する。

第4章 役員

(役員)

第6条 連盟に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局長 1名

但し、必要に応じ、所定の手続きを経て、顧問、参与をおくことができる

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、連盟を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務一般を主宰する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 理事は連盟の運営に関し参議する。
- (6) 監事は、連盟の経理を監査し、不当、不正な事実を発見した時は理事会に報告する。
- (7) 事務局長は本連盟の事務全般を執行する。

(役員選任)

第8条 役員選任は次の定めによる。

- (1) 会長は理事会で推挙する。
- (2) 副会長は理事会で推挙する。
- (3) 理事長は理事の互選により選出する。
- (4) 副理事長は理事の互選により選出する。
- (5) 理事は、加盟登録者数15名以上を擁する団体より選出された1名と、理事会にて推挙、承認された選任理事とする。
- (6) 監事は理事の中から選出する。
- (7) 事務局長は会長会社より選出する。

(役員資格)

第9条 役員は、関西実業団陸上競技連盟の登録者であること。

(役員任期)

第10条 各役員任期は2年とし再任を妨げない。任期の始期は会計年度の始期と同期する。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了後においても、必要な場合、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の解任)

第11条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会現在数の過半数の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 前項第2号の理由による解任の場合は、議決を行う理事会にて、当該役員に弁明の機会を与えるものとする。

第12条 役員は総て名誉職とする。

第5章 理 事 会

(理事会)

第13条 理事会は連盟の最高決議機関として、毎年定期に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の過半数から、会議の目的事頁を示して請求のあったときは、速やかに臨時の理事会を招集する。

(理事会の構成)

第14条 理事会は第6条に定める役員及び、強化委員長、総務委員長を以って構成する。但し、強化委員、その他理事長が必要と認めた者を、オブザーパーとして出席させることができる。

(理事会の定足数)

第15条 理事会の開催は、構成メンバーの過半数の出席を必要とする。但し、構成メンバーに支障がある場合には、委任状を有する代理人を出席せしめることができる。

(決議)

第16条 理事会における議決は、出席者の過半数の賛成により成立する。

(付議事項)

第17条 理事会付議事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 規約ならびに諸規程の改廃
- (4) 役員の推挙、承認、解任、その他人事についての事項
- (5) 第4条に定める事業に関わる重要事項
- (6) その他、前各号に準ずる重要事項

第6章 専門委員会

(総務委員会)

第18条 総務委員会は理事会の議事を円滑ならしめるため、次の事項を審議し、理事会に上申する。

- (1) 規約ならびに諸規程に関すること
 - (2) 栄章に関すること
 - (3) 登録競技者の資格に関すること
 - (4) 理事会から付託された特命事項
2. 総務委員会は次の委員で構成する。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 若干名
3. 委員長は理事会において推挙し会長が任命する。
4. 副委員長は委員長が委員の中から指名し委員会の承認を得る。
5. 委員の任期は第10条の定めに準じる。
6. 委員長は第1項の審議のため必要な都度委員会を招集する。
委員長は審議にあたり、必要に応じて強化委員長と連携を取り、その意見を聴取して委員会に開示するものとする。

(強化委員会)

第19条 強化委員会は第3条の目的の具体化に向け、選手の強化と陸上競技の普及浸透をはかるため、次の事項を審議し理事会に上申する。

- (1) 陸上競技の普及に関すること
 - (2) 選手の強化にかかわる計画・研究・指導に関すること
 - (3) 公認競技会(連合・連盟所管)の記録の収集と保管
 - (4) 代表選手選考に関すること
 - (5) その他競技に関すること
2. 強化委員会は次の委員で構成する。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名以内
 - (3) 委員 若干名
3. 委員長は理事会において推挙し会長が任命する。
4. 副委員長は委員長が委員の中から指名し、委員会の承認を得る。
5. 委員の任期は第10条の定めに準じる。
6. 委員長は第1項の審議のため必要な都度委員会を招集する。
委員長は、総務委員長の要請に応じ、委員会で意見を聴取して、その内容を総務委員会に伝えるものとする。

第7章 経 理

(経理)

第20条 連盟の事業遂行に要する経費は、次のものを充てる。

- (1) 加盟団体からの登録料
- (2) 加盟団体からの分担金
- (3) 実業団連合からの交付金
- (4) 強化協賛金
- (5) 大会参加料
- (6) 寄付金もしくは補助金
- (7) その他の収入

2. 加盟団体からの登録料改定は、理事会において議決する。

(会計年度)

第21条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 付 則

1. 本規約は、2014年3月28日より改正施行する。
2. 連盟の運営に関して必要あるときは、理事会の議を経て別に細則を定めることができる。
3. 会長は、理事会の承認を得て有給社員をおくことができる。
4. 連盟の規約改正ならびに、解散は理事会の決議承認による